

公益財団法人かながわトラストみどり財団職員給与規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人かながわトラストみどり財団就業規程（以下「就業規程」という。）第19条の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定める。

(給与の口座振替)

第1条の2 給与は、職員の申出により口座振替の方法により支払うことができる。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、給料及び手当とする。

2 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

(給 料)

第3条 給料は、就業規程第4条第1項に規定する勤務時間における勤務に対する報酬として支給する。

(給料表)

第4条 給料表は、別表第1のとおりとする。

(職務の級)

第5条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に区分し、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、細則で定める。

2 職員の属すべき職務の級は、前項に規定する分類基準の及び細則で定める級別資格基準その他の基準に従い決定する。

(初任給、昇給、昇格等)

第6条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準については、細則で定める。

(給料等の支払方法等)

第7条 給料の計算期間は、月の初日から末日までとし、その支給定日は、その月の16日（この日が日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは17日（この日が祝日法による休日のときは14）、土曜日にあたる場合は15日）とする。

2 新たに職員になった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料月

額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 3 職員が離職（就業規程第26条、第27条、第27条の3、第28条第1号、第40条第4号の規定により職員が職員でなくなることをいう。以下同じ。）したときは、その日まで給料を支給する。
- 4 職員が死亡したときは、その月までの給料を支給する。
- 5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であつて、その月の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から就業規程第4条第2項に規定する勤務を要しない日（以下「勤務を要しない日」という。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

（管理職手当）

第7条の2 管理職手当は、理事長が指定する職にある者に支給する。

- 2 管理職手当の月額、給料月額の100分の18を超えない範囲内で、細則で定め、支給方法等は、他の手当に準ずる。

（扶養手当）

第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項に規定する扶養家族とは、次に掲げる者で、他に生計のみちがなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
 - (1) 配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
 - (3) 60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 心身に著しい障害のある者
- 3 扶養手当の支給額及び支給方法等については、細則で定める。

（住居手当）

第9条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む）を借り受けている職員（世帯主である者に限る。）に対して支給する。

- 2 住居手当の支給方法等については、細則で定める。

（通勤手当）

第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。ただし、通勤距離が片道2キロメートル未満である職員を除く。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、

- その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員
- (2) 通勤のため自動車、自転車、原動機付き自転車又は理事長が等に承認したその他の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（前号の規定に該当する職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員
- 2 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別表第2に定める程度の身体障害による歩行困難のため交通機関等を利用して運賃等を負担して通勤することを常例とする職員について、理事長が交通機関等を利用しなければ通勤が著しく困難であると認めた場合においては、前項ただし書きの規定にかかわらず通勤手当を支給する。
- 3 第1項に規定する職員に対する通勤手当の支給額及び支給方法及び返納等については、細則で定める。

（地域手当）

第11条 職員には、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の12を乗じて得た額を地域手当として支給する。

（時間外勤務手当）

第12条 就業規程第6条に基づき、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した時間に対して、勤務1時間につき時間外勤務手当等基礎額（給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから147.75を減じたもので除して得た額をいう。以下同じ。）に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で細則に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、時間外勤務等基礎額に、100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（休日勤務手当）

第13条 職員には、勤務日が就業規程第5条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たっても、正規の給与を支給する。

2 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した時間に対して、勤務1時間につき、時間外手当基礎額に100分の125から100分の150までの範囲内で細則に定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、正規の勤務時間外に勤務しても、休日勤務手当は支給しない。

（期末手当）

第14条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれの在職する職員で、次に掲げる職員以外の職員に対して、別表第3の基準日欄に掲げる基準日の別に応じてそれぞれ支給日欄に掲げる日（以下この条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。

（1）無給休職者 就業規程第24条の規定に該当して休職されている職員のうち給与の支給を受けていない職員をいう。

（2）就業禁止者 就業規程第33条に基づき就業を停止されている職員をいう。以下同じ。

（3）育児休業者 就業規程第12条第13項第1号の規定により育児休業している職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員を除く。

2 前項に規定する職員のほか、基準日前1箇月以内に退職（就業規程第28条に規定する退職をいう。以下同じ。）し、若しくは解雇（就業規程第26条に基づく解雇（同条第1項第1号及び第4号に係る解雇を除く。以下同じ。）され、又は死亡した職員についても前項に規定する支給日に期末手当を支給する。ただし、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において前項各号に該当するものを除く。

3 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合については100分の122.5、12月に支給する場合にあつては、100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1）6箇月 100分の100

（2）5箇月以上6箇月未満 100分の80

（3）3箇月以上5箇月未満 100分の60

（4）3箇月未満 100分の30

4 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるものは、前項の規定に

かかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務の級等を考慮して職員の区分に応じ100分の10を超えない範囲内で、管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に100分の20を超えない範囲内で加算した額を第4項の期末手当基礎額とする。

(勤勉手当)

第15条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員で前条第1項各号に掲げる職員以外の職員に対し、基準日以前6箇月以内のその者の勤務成績に応じて、別表第4の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に掲げる日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員についても前条第2項の規定の例により支給する。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、次条に規定した割合を乗じて得た額とする。この場合において支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に100分の75を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 前条第5項の規定は、第3項の勤勉手当基礎額についても準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「次条第3項」と読み替えるものとする。

第16条 前条第2項前段に規定する割合は、職員の勤務期間による割合（以下「期間率」という。）とし、別表第5のとおりとする。

- 2 前項に規定する勤務期間は、職員として在職した期間とし、その算定については、次に定める期間を除算する。
 - (1) 休職者（就業規程第24条第1項の規定に基づき、休職にされている職員のうち、業務上の疾病により休職にされている者以外の者をいう。）として在職した期間
 - (2) 就業禁止者及び臨時職員として在職した期間
 - (3) 第20条の規定により給与を減額された期間
 - (4) 就業規程第12条に規定する療養休暇のうち、業務外の疾病に係る休暇の期間（日を単位として与えられたものに限る。）から勤務を要しない及び休日を除いた日が30日を越える場合には、その勤務しなかった全期間

(退職手当)

第17条 職員が離職したときは、別に定めるところにより退職手当を支給する。

(手当の支給方法)

第 18 条 手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当を除く。）は、月の初日から末日までを計算期間とし、扶養手当、住居手当、通勤手当及び地域手当については当月の分をその月の給料支給定日に、その他の手当については、翌月の給料支給日に支給する

（休職者の給与）

第 19 条 職員が就業規程第 24 条第 1 項の規定に基づき休職されたときの給与は、次により支給する。

- （1）業務上又は通勤による傷病により休職を命ぜられたときは、その休職期間中給与を全額支給する。
- （2）前号及び次号以外の心身の故障により休職を命ぜられたときは、その休職期間が 1 年に達するまで、給料、地域手当、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給する。
- （3）結核性疾病により休職を命ぜられたときは、その休職期間が 2 年に達するまで、給与の全額を支給する。
- （4）刑事事件に関し起訴されたことにより休職を命ぜられたときは、その休職期間中これに給料、地域手当、扶養手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 を支給する。

（特定職員等の給与の特例）

第 19 条の 2 就業規程第 2 条第 1 項第 2 号に規定する特定職員の給与については、他の職員との権衡を考慮し理事長が別に定める。

- 2 特定職員に支給する手当は、第 2 条第 2 項に定める手当のうち、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当とし、管理職手当、扶養手当、住居手当、地域手当及び退職手当は支給しない。

（給与の減額）

第 20 条 職員が就業規定第 15 条第 1 項に規定する欠勤をしたときは、その欠勤 1 時間につき勤務時間 1 時間当たりの給与額（給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額をいう。）を減額して給料及び地域手当を支給する。

（給料等の端数計算）

第 21 条 給料及び手当の額に 1 円未満の端数を生じた場合は、給料及び手当ごとにその端数は切り捨てる。

- 2 第 12 条及び第 13 条第 2 に規定する時間外勤務手当基礎額並びに第 20 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与を算定する場合において、当該額に 50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上

げる。

- 3 第14条第5項、第15条第2項及び第3項並びに同条第4項において準用する第14条第4項及び第20条に規定する地域手当の月額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(準用規定)

第22条 職員の給与に関しこの規程に定めのない事項については県職員の例によるものとする。

(補 則)

第23条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は平成21年4月1日から施行する。

(地域手当に関する特例)

- 2 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における第11条の規定の適用については、同条中「100分の12」とあるのは、「100分の10」とする。

(給料月額に関する特例)

- 3 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間における給料月額は、第3条から第5条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の3(管理職手当を受けるべき職を占める職員にあっては、100分の6)に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められる額とする。

(1) 管理職手当、地域手当(他の給与の算出の基礎となるものに限る。以下同じ。)、
時間外基礎手当等基礎額、期末手当及び勤勉手当

(2) 退職手当

(廃 止)

- 4 財団法人かながわトラストみどり財団事務局職員給与規程は廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。

(期末手当に関する特例)

- 2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第14条第3項の規定の適用については、

同条第2項中「100分の140」とあるのは、「100分の125」とする。

(勤勉手当に関する特例)

- 3 平成21年6月に支給する勤勉手当に関する第15条第2項の規定の適用については、同条第2項中「100分の75」とあるのは、「100分の70」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

(期末手当に関する特例)

- 2 平成21年12月に支給する期末手当に関する第14条第3項の規定の適用については、同条第2項中「100分の160」とあるのは、「100分の150」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は平成22年4月1日から施行する。

(地域手当に関する特例)

- 2 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における第11条の規定の適用については、同条中「100分の12」とあるのは、「100分の10」とする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年11月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年1月1日から施行する。

(地域手当に関する特例)

- 2 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間における第11条の規定の適用については、同条中「100分の12」とあるのは、「100分の10」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(地域手当に関する特例)

- 2 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間における第11条の規定の適用については、同条中「100分の12」とあるのは、「100分の10」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
(地域手当に関する特例)
- 2 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間における第 11 条の規定の適用については、同条中「100 分の 12」とあるのは、「100 分の 10」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
(地域手当に関する特例)
- 2 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間における第 11 条の規定の適用については、同条中「100 分の 12」とあるのは、「100 分の 10」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
(勤勉手当に関する特例)
- 2 第 15 条第 2 項中の「100 分の 82.5」とあるのは、平成 26 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
(給料表の切替えに伴う経過措置)
- 2 給料表の改正に伴う新たな給料月額が平成 27 年 3 月 31 日に受けていた給料月額に達しない場合は、平成 27 年 3 月 31 日に受けていた給料月額とする。ただし、本経過措置は平成 31 年 3 月 31 日までとする。
(地域手当に関する特例)
- 3 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間における第 11 条の規定の適用については、同条中「100 分の 12」とあるのは、「100 分の 10」とする。

別表第1 (第4条関係)

平成27年4月1日施行

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800
2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000
3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300
4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500
5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800
6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800
7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000
8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200
9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300
10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500
11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600
12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800
13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800
14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800
15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900
16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900
17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800
18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800
19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700
20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600
21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600
22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500
23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500
24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400
25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400
26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300
27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300
28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300
29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800
30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600
31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400
32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000
33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800
34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200
35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700
36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300
37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700
38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900
39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100
40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200
41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300
42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500
43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700
44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800
45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500
46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200
47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900
48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600
49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200
50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800
51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	399,000
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,700
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	400,400
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	401,100
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	401,600
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	402,200
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	402,800
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	403,400
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	404,000
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	404,500
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	405,200
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	405,800
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	406,300
65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	406,600
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	407,200
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	407,900
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	408,400
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	408,900
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	409,600
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	410,300
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	411,000
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	411,400
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,800	412,100
75	233,000	286,800	332,300	370,500	386,500	412,800
76	233,700	287,300	332,900	371,100	387,000	413,500
77	234,400	287,400	333,200	371,500	387,300	414,000
78	235,200	287,800	333,700	372,000	388,000	414,700
79	236,000	288,000	334,100	372,600	388,700	415,400
80	236,800	288,400	334,600	373,100	389,400	416,100
81	237,500	288,600	335,000	373,600	389,900	416,600
82	238,200	288,800	335,500	374,200	390,600	417,300
83	238,900	289,200	336,000	374,700	391,300	418,000
84	239,600	289,500	336,500	375,000	391,900	418,700
85	240,300	289,800	336,800	375,500	392,400	419,200
86	241,000	290,100	337,200	376,100	393,000	419,900
87	241,700	290,400	337,700	376,700	393,600	420,600
88	242,400	290,800	338,100	377,300	394,200	421,300
89	243,100	291,100	338,400	377,900	394,900	421,800
90	243,600	291,500	338,800	378,500	395,500	422,500
91	244,100	291,800	339,300	379,100	396,100	423,200
92	244,600	292,200	339,700	379,700	396,700	423,900
93	244,900	292,300	339,900	380,400	397,400	424,400
94		292,500	340,300	381,000	398,000	
95		292,900	340,800	381,600	398,600	
96		293,300	341,200	382,200	399,200	
97		293,500	341,300	382,900	399,900	
98		293,800	341,800	383,500	400,500	
99		294,200	342,200	384,100	401,100	
100		294,600	342,500	384,700	401,700	
101		294,800	342,800	385,400	402,400	
102		295,100	343,200	386,000		
103		295,500	343,600	386,600		
104		295,800	344,000	387,200		
105		296,000	344,500	387,900		

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
106		296,300	344,900			
107		296,700	345,300			
108		297,000	345,700			
109		297,200	346,200			
110		297,600	346,600			
111		298,000	346,900			
112		298,300	347,200			
113		298,400	347,700			
114		298,700				
115		299,000				
116		299,400				
117		299,600				
118		299,800				
119		300,100				
120		300,400				
121		300,800				
122		301,000				
123		301,300				
124		301,600				
125		301,900				

別表第1 (第4条関係)

平成26年4月1日適用

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	137,300	187,500	224,600	263,600	290,900	322,300
2	138,400	189,300	226,500	265,700	293,200	324,600
3	139,600	191,100	228,400	267,700	295,500	326,900
4	140,700	192,900	230,200	269,800	297,800	329,200
5	141,800	194,500	231,900	271,900	299,900	331,500
6	142,900	196,300	233,800	274,000	302,200	333,600
7	144,000	198,100	235,700	276,100	304,500	335,800
8	145,100	199,900	237,500	278,200	306,800	338,000
9	146,200	201,700	239,200	280,300	309,000	340,300
10	147,600	203,500	241,100	282,400	311,300	342,500
11	148,900	205,300	242,900	284,500	313,600	344,700
12	150,200	207,100	244,800	286,600	315,900	346,900
13	151,500	208,700	246,600	288,700	318,100	348,900
14	153,000	210,600	248,500	290,800	320,300	351,000
15	154,500	212,500	250,300	292,900	322,500	353,100
16	156,100	214,400	252,100	295,000	324,700	355,200
17	157,400	216,300	253,900	297,100	326,900	357,200
18	158,900	218,200	255,900	299,200	329,000	359,200
19	160,400	220,100	257,900	301,300	331,100	361,200
20	161,900	222,000	259,900	303,400	333,100	363,100
21	163,300	223,700	261,800	305,500	335,200	365,200
22	166,000	225,600	263,700	307,600	337,300	367,100
23	168,600	227,500	265,600	309,700	339,400	369,100
24	171,200	229,400	267,400	311,800	341,500	371,100
25	173,900	231,000	269,400	313,800	343,200	373,200
26	175,600	232,800	271,300	315,900	345,200	375,200
27	177,300	234,500	273,200	318,000	347,200	377,200
28	179,000	236,300	275,100	320,100	349,200	379,200
29	180,500	237,800	277,000	322,100	351,100	381,200
30	182,300	239,300	278,900	324,200	353,000	383,100
31	184,100	240,800	280,800	326,300	354,900	385,000
32	185,900	242,300	282,700	328,400	356,800	386,800
33	187,500	243,800	284,400	330,100	358,700	388,600
34	189,000	245,300	286,300	332,100	360,500	390,300
35	190,500	246,800	288,200	334,200	362,300	392,000
36	192,000	248,400	290,100	336,300	364,000	393,700
37	193,300	249,700	291,800	338,200	365,900	395,400
38	194,600	251,300	293,600	340,200	367,300	396,600
39	195,900	252,900	295,400	342,200	368,800	397,800
40	197,200	254,500	297,200	344,200	370,300	399,000
41	198,600	255,900	299,100	346,100	371,800	400,100
42	199,900	257,300	300,800	348,000	373,000	401,300
43	201,200	258,700	302,500	349,900	374,200	402,500
44	202,500	260,100	304,200	351,800	375,400	403,700
45	203,700	261,400	305,900	353,700	376,400	404,700
46	205,000	262,800	307,600	355,300	377,300	405,400
47	206,300	264,200	309,300	356,900	378,200	406,100
48	207,600	265,600	311,000	358,500	379,100	406,800
49	208,800	266,900	312,300	360,200	380,100	407,600
50	209,900	268,100	313,900	361,400	380,900	408,300
51	211,000	269,400	315,500	362,600	381,700	409,000

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
52	212,100	270,700	317,100	363,700	382,500	409,700
53	213,300	271,800	318,800	364,700	383,400	410,500
54	214,300	273,100	320,400	365,800	384,100	411,200
55	215,300	274,400	322,000	366,800	384,800	411,900
56	216,300	275,700	323,600	367,900	385,500	412,600
57	217,100	276,900	325,100	368,800	386,200	413,300
58	218,100	278,000	326,300	369,500	386,800	414,000
59	219,000	279,100	327,500	370,200	387,500	414,700
60	220,000	280,200	328,700	370,900	388,200	415,400
61	220,900	281,400	329,800	371,500	388,700	416,000
62	221,900	282,400	330,800	372,200	389,400	416,700
63	222,900	283,400	331,700	372,900	390,100	417,400
64	223,900	284,400	332,700	373,600	390,800	418,100
65	224,700	285,200	333,600	374,100	391,300	418,600
66	225,700	286,100	334,400	374,800	392,000	419,200
67	226,700	287,000	335,200	375,500	392,700	419,900
68	227,800	287,900	336,000	376,200	393,400	420,600
69	228,600	288,900	336,900	376,700	393,900	421,100
70	229,400	289,700	337,600	377,400	394,600	421,800
71	230,200	290,500	338,300	378,100	395,300	422,500
72	231,000	291,300	339,000	378,800	396,000	423,200
73	231,800	292,100	339,500	379,300	396,500	423,700
74	232,500	292,600	340,100	380,000	397,200	424,400
75	233,200	293,100	340,700	380,700	397,900	425,100
76	233,900	293,600	341,300	381,400	398,600	425,800
77	234,700	294,000	341,700	381,900	399,000	426,300
78	235,500	294,400	342,200	382,500	399,700	427,000
79	236,300	294,800	342,700	383,100	400,400	427,700
80	237,100	295,200	343,200	383,700	401,100	428,400
81	237,800	295,500	343,700	384,400	401,600	428,900
82	238,500	295,900	344,200	385,000	402,300	429,600
83	239,200	296,300	344,700	385,600	403,000	430,300
84	239,900	296,700	345,200	386,200	403,700	431,000
85	240,700	297,000	345,700	386,800	404,200	431,500
86	241,400	297,400	346,200	387,400	404,900	432,200
87	242,100	297,800	346,700	388,000	405,600	432,900
88	242,800	298,200	347,200	388,600	406,300	433,600
89	243,600	298,500	347,600	389,300	406,800	434,100
90	244,100	298,900	348,100	389,900	407,500	434,800
91	244,600	299,300	348,600	390,500	408,200	435,500
92	245,100	299,700	349,100	391,100	408,900	436,200
93	245,400	299,900	349,400	391,800	409,400	436,700
94		300,300	349,900	392,400	410,100	
95		300,700	350,400	393,000	410,800	
96		301,100	350,900	393,600	411,500	
97		301,300	351,200	394,300	412,000	
98		301,700	351,700	394,900	412,700	
99		302,100	352,200	395,500	413,400	
100		302,500	352,700	396,100	414,100	
101		302,700	353,000	396,800	414,600	
102		303,100	353,400	397,400		
103		303,500	353,800	398,000		
104		303,900	354,200	398,600		
105		304,100	354,700	399,300		

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
106		304,500	355,100			
107		304,900	355,500			
108		305,300	355,900			
109		305,500	356,400			
110		305,900	356,800			
111		306,300	357,200			
112		306,700	357,600			
113		306,900	358,100			
114		307,300				
115		307,700				
116		308,100				
117		308,300				
118		308,600				
119		308,900				
120		309,200				
121		309,600				
122		309,900				
123		310,200				
124		310,500				
125		310,900				